

令和6年度  
川口市立安行東小学校PTA定期総会  
総会資料



日時：令和6年5月29日 16時

場所：視聴覚室

# 総 会 次 第

1. 開会のことば
2. P T A会長あいさつ
3. 学校長あいさつ
4. 議長選任
5. 議事

1号議案	令和5年度活動報告
2号議案	令和5年度決算報告
3号議案	会計監査報告
4号議案	令和6年度役員報告承認
5号議案	令和6年度活動計画（案）
6号議案	令和6年度予算（案）
7号議案	P T A「会則」の改訂版発行についての説明

6. 議長解任
7. 閉会のことば

# 令和5年度川口市立安行東小学校PTA活動報告

## 4月

新入生封筒セットの準備  
教職員紹介"れんこん"に掲載するための写真撮影  
総務会  
登校指導・手紙の配布  
ベルマーク回収のお願いに関する手紙配布  
PTAアシスタント・理事の募集

## 5月

総務会  
登校指導  
教職員紹介"れんこん"の発行  
校内植栽の事前準備(苗の購入・草取り・耕し)  
校内植栽作業(園芸委員の児童とPTAアシスタント)  
PTA総会(書面決議)  
学校運営協議会に参加

## 6月

総務会  
登校指導・手紙の配布  
PTA会費の集金  
ベルマーク集計作業(PTAアシスタント・ボランティア)  
安行東公民館地区青少年育成協議会総会に参加

## 7月

総務会  
登校指導  
川口市学校保健会総会書面開催  
常任理事会・理事会  
PTA会員だより発行  
「社会を明るくする運動」中央大会参加(リリアにて)  
学校会計報告(1学期)の監査  
カーテンの洗濯(総務員による3教室分の試運用)

## 8月

校内樹木剪定作業の現場調査(安行園芸センター2名)  
「スクールガード講習会」参加(川口市教育研究所にて)

## 9月

美化作業(校内の植木の剪定)  
総務会  
学校修学旅行会計報告の監査  
卒業生への贈呈品(証書ホルダーとコサージュ)の選定と発注  
ベルマーク在宅作業(アシスタント・都度募集ボランティア)  
ウェブベルマークのお知らせの手紙配布  
PTA便り発行

10月

総務会  
登校指導・手紙の配布  
花壇の抜花・耕し作業  
花壇の植栽の為の苗の購入  
校内植栽作業(園芸委員の児童とPTAアシスタント・都度募集ボランティア)  
運動会事前準備  
運動会のお手伝い(ボランティア)  
学校運営協議会参加  
就学時検診お手伝い  
PTA便り発行

11月

総務会  
登校指導  
スマイルコンサートの事前準備  
スマイルコンサートのお手伝い(ボランティア)  
PTA便り発行  
ベルマーク箱を地域の店舗に依頼・設置  
横断旗購入準備

12月

総務会  
登校指導  
ベルマーク仕分け作業(PTAアシスタント)  
災害対策品の検討  
常任理事会・理事会  
横断旗の購入  
学校保健委員会参加  
登校指導の手紙の配布  
学校会計報告(2学期)の監査実施

1月

総務会  
登校指導  
PTA便り発行  
川口市青少年健全育成地域の集いに参加(川口市立高等学校にて)  
PTA規約改定に関する作業

2月

総務会  
登校指導  
~~学校運営委員会~~ 協議会参加  
ベルマーク仕分け作業のボランティア都度募集のお知らせ配布  
植栽のボランティア都度募集のお知らせ配布  
ベルマーク仕分け作業  
植栽で植える苗の購入  
花壇の草取り・耕し作業  
災害対策品の購入  
入学説明会においてPTA活動の説明  
安行東小学校保健委員会に参加  
町会の回覧板用のPTA便り発行  
PTA規約改定に関する作業

3月

総務会  
登校指導  
PTA規約改定に関する作業  
花壇の抜花・草取り・耕し作業  
ベルマーク集計作業  
校内植栽作業(天候不良の為中止となり総務員で実施)  
横断旗 回収  
常任理事会・理事会  
ベルマーク購入品申請  
PTA会員だより発行予定  
町会の回覧板用のPTA便り発行  
卒業式の受付に置く生花準備  
卒業式受付のお手伝い  
卒業証書ホルダー・コースージュ贈呈  
入学式の準備(配布物)

～川口市PTA連合会関連～

1学期 川口市PTA連合会総会 スキップシティにて  
川口市PTA連合会常任理事会・理事会 (上青木公民館にて)  
川口市PTA連合会東ブロック会議 (上青木公民館にて)

2学期 川口市PTA連合会常任理事会・理事会に参加(上青木公民館にて)

3学期 川口市PTA連合会常任理事会・理事会に参加(上青木公民館にて)  
令和6年度PTA活動総合補償制度加入申し込み

～地域関連～

7月

安行出羽町会納涼大会出席  
安行吉蔵町会及び安行領家町会納涼大会出席

8月

安行町会納涼大会出席  
(安行藤八町会及び安行西立野町会の納涼大会の開催はなし)

10月

安行東中学校体育祭に出席

11月

安行東公民館地区文化祭出席

12月

安行小学校開校150周年記念式典及び記念祝賀会出席(安行小学校体育館及び安行公民館にて)  
合同忘年会出席(安行地区町会・安行地区社会福祉協議会)

# 令和5年度 安行東小学校PTA決算報告書

## 1. 一般会計

### 収入の部

項目	令和5年度予算額	令和5年度収入済額	比較(予-収)	備考
1. 前年度繰越金	637,588	637,588	0	
2. PTA会費	1,776,000	1,790,400	▲ 14,400	746世帯集金(教職員含む)
3. 雑収入	10,000	5,000	5,000	寄附金
4. 預金利息	10	13	▲ 3	
合計	2,423,598	2,433,001	▲ 9,403	

### 支出の部

項目	令和5年度予算額	令和5年度支出済額	比較(予-支)	備考
1. 事務費	255,400	108,076	147,324	
1) 消耗品費	88,000	99,072	▲ 11,072	用紙・封筒・インクなど
2) 通信費	77,400	1,480	75,920	郵便料金
3) 備品費	30,000	0	30,000	
4) 事務用機器賃借費	60,000	7,524	52,476	輪転機リース
2. 活動費	1,326,000	1,034,815	291,185	
1) 総会費	19,400	8,400	11,000	郵便料金
2) 総務費	25,270	2,375	22,895	乾電池など
3) 登校指導(防犯)費	73,000	67,500	5,500	横断旗
4) 美化作業費	408,000	300,639	107,361	樹木剪定作業・洗濯洗剤など
5) 園芸作業費	90,000	78,210	11,790	草花苗・肥料
6) ペルマーク作業費	5,000	520	4,480	郵便料金・宅配料金
7) 旅費交通費	14,000	4,290	9,710	駐車料金
8) 入学式・卒業式助成費	171,000	165,018	5,982	証書入れ・胸章・生花など
9) 特別活動費	102,000	0	102,000	
10) 広報発行費	70,000	65,090	4,910	1回発行(れんこん教職員紹介)
11) 災害対策費	348,330	342,773	5,557	災害対策品
3. 特別行事準備費	350,000	350,000	0	特別会計へ振り替え
4. 市P連総合補償 ※1	65,000	61,015	3,985	PTA活動総合補償
5. 諸費	273,000	99,596	173,404	
1) 負担金	16,000	13,955	2,045	市P連・学校保健会
2) 慶弔費	50,000	15,000	35,000	慶: 2件
3) 渉外費	192,000	63,000	129,000	入学式・卒業式・運動会など
4) 雑費	15,000	7,641	7,359	振込手数料・会費還付金など
6. 予備費	154,198	0	154,198	
合計	2,423,598	1,653,502	770,096	

※1: 市P連とは川口市PTA連合会です。

### 一般会計収支決算

令和5年度収入済合計	令和5年度支出済合計	次年度繰越金
2,433,001	1,653,502	779,499



## 令和6年度川口市立安行東小学校PTA活動計画(案)

月	
4月	総務会 登校指導・手紙の配布 PTAアシスタント・理事の募集
5月	総務会 登校指導 教職員紹介「れんこん」発行 ベルマーク商品の購入予定品の検討 ベルマーク集計作業 PTA総会 PTA便り発行
6月	総務会 登校指導 PTA会費の集金 ベルマーク集計作業 カーテンの洗濯 PTA便り発行
7月	総務会 登校指導・手紙の配布 校内植栽作業 ベルマーク集計作業 カーテンの洗濯 PTA便り発行 常任理事会・理事会
9月	総務会 登校指導 ベルマーク集計作業 卒業生への贈呈品の選定と発注 PTA便り発行
10月	総務会 登校指導・手紙の配布 運動会のお手伝い 美化作業(植木の剪定) 校内植栽作業 ベルマーク集計作業 PTA便り発行
11月	総務会 登校指導 スマイルコンサートの手伝い 災害対策品の検討 ベルマーク集計作業 PTA便り発行
12月	総務会 ベルマーク集計作業 登校指導 常任理事会・理事会 PTA便り発行

月	
1月	総務会 登校指導・手紙の配布 ベルマーク集計作業 ベルマーク在宅作業 PTA便り発行
2月	総務会 登校指導 入学説明会においてPTA活動の説明 災害対策品の購入 横断旗の購入 ベルマーク集計作業 PTA便り発行
3月	総務会 登校指導 校内植栽作業 ベルマーク集計作業 常任理事会・理事会 PTA便り発行 ベルマーク商品の購入 横断旗回収(6年生) 卒業生へ卒業証書ホルダー・コサージュの贈呈 新入学生配布資料作成



# 令和6年度 安行東小学校PTA予算(案)

## 1. 一般会計

### 収入の部

項目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比較増減	備考
1. 前年度繰越金	779,499	637,588	141,911	
2. PTA会費	1,718,400	1,776,000	▲ 57,600	716世帯集金(教職員含む)
3. 雑収入	10,000	10,000	0	祝い金など
4. 預金利息	13	10	3	
合計	2,507,912	2,423,598	84,314	

### 支出の部

項目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比較増減	備考
1. 事務費	170,000	255,400	▲ 85,400	
1) 消耗品費	90,000	88,000	2,000	インク・トナー・用紙など
2) 通信費	30,000	77,400	▲ 47,400	切手・葉書など
3) 備品費	30,000	30,000	0	PC購入積立
4) 事務用機器賃借費	20,000	60,000	▲ 40,000	輪転機
2. 活動費	1,201,170	1,326,000	▲ 124,830	
1) 総会費	19,400	19,400	0	郵便料金・花代など
2) 総務費	25,270	25,270	0	文房具など
3) 登校指導(防犯)費	95,000	73,000	22,000	横断旗など
4) 美化作業費	408,000	408,000	0	樹木整備・カーテン洗濯
5) 園芸作業費	90,000	90,000	0	年3回
6) ベルマーク作業費	5,000	5,000	0	宅配料金など
7) 旅費交通費	14,000	14,000	0	研修・講習会の交通費
8) 入学式・卒業式助成費	172,500	171,000	1,500	証書入れ・コサージュ・花など
9) 特別活動費	102,000	102,000	0	五校連協・講演会講師など
10) 広報発行費	70,000	70,000	0	1回発行(教職員紹介)
11) 災害対策費	200,000	※2 348,330	▲ 148,330	災害対策品など
3. 特別行事準備費	300,000	350,000	▲ 50,000	特別会計へ振り替え
4. 市P総合補償	65,000	65,000	0	PTA活動総合補償
5. 諸費	234,000	273,000	▲ 39,000	
1) 負担金	16,000	16,000	0	市P連・学校保健会
2) 慶弔費	50,000	50,000	0	祝金・香典
3) 渉外費	153,000	192,000	▲ 39,000	町会・近隣4校・市P連など
4) 雑費	15,000	15,000	0	銀行手数料・転出者調整金など
6. 予備費	537,742	154,198	383,544	
合計	2,507,912	2,423,598	84,314	

※2: 令和4年度繰越金を含む

## 令和6年度 安行東小学校PTA予算(案)

### 2. 特別会計(特別行事準備費)

#### 収入の部

項目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比較増減	備考
1. 前年度繰越金	2,723,652	2,373,632	350,020	
2. 特別行事準備費	300,000	350,000	▲ 50,000	一般会計より振り替え
3. 雑収入	0	0	0	寄付金など
4. 預金利息	20	18	2	
合計	3,023,672	2,723,650	300,022	

#### 支出の部

項目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比較増減	備考
1. 周年行事準備費	0	0	0	
1) 活動費	0	0	0	
2) 物品購入費	0	0	0	
3) 雑費	3,023,672	0	3,023,672	
2. 予備費	<del>3,073,672</del>	2,723,650	<del>-350,022</del>	
合計	<del>3,073,672</del>	2,723,650	<del>-350,022</del>	

3,023,672

300,022

## 安行東小学校PTA顧問一覧

初代	中山 金吉	昭和56年度会長
第2代	小林 進	昭和57年度会長
第3代	秋元 恵二	昭和58年度会長
第4代	大熊 進	昭和59～60年度会長
第5代	金子 利夫	昭和61～62年度会長
第6代	吉澤 郁雄	昭和63年度会長
第7代	鈴木 勇	平成元年～2年度会長
第8代	中山 義宣	平成3年度会長
第9代	青葉 賢一	平成4年度会長
第10代	横山 充男	平成5年度会長
第11代	小林 和治	平成6～7年度会長
第12代	中山 憲治	平成8年度会長
第13代	宇田川 長吉	平成9～10年度会長
第14代	宇田川 博史	平成11～12年度会長
第15代	中田 晋一	平成13～14年度会長
第16代	五島 淳一	平成15～17年度会長
第17代	中山 栄次	平成18～19年度会長
第18代	鈴木 雄一	平成20年度会長
第19代	小林 隆行	平成21年度会長
第20代	鈴木 克典	平成22～23年度会長
第21代	小林 進一	平成24～25年度会長
第22代	八木下 幸雄	平成26～27年度会長
第23代	小林 俊男	平成28～30年度会長
第24代	鈴木 信彦	令和元～2年度会長
第25代	藤倉 浩二	令和3年度会長
第26代	秋元 康夫	令和4～5年度会長

## 安行東小学校PTA相談役一覧（順不同）

金子 利夫	安行地区連合町会長・安行町会長
杉本 忠昭	安行藤八町会長
石井 昇	安行出羽町会長
八木下 幸雄	安行吉蔵副町会長
小林 繁雄	安行西立野町会長
高山 重之	安行領家町会長

## 感謝状贈呈者（PTA関係功労者）

氏 名	旧 役 職
秋元 康夫	P T A 会 長

＜案＞

令和6年度 PTA総務名簿		
役職	氏名	
会長	中田 淳夫	
参与	福嶋 繁夫	学校長
副会長	池田 百合江	
	高橋 順子	
	保永 依豆美	
	佐藤 睦典	教頭
	高橋 伸治	教頭
監事	藤川 由香理	
	小林 崇	主幹教諭
会計	池田 百合江	
	佐藤 一步	
書記	高橋 明子	
	高橋 順子	
幹事	木戸 恵美	
	小平 安代	
	中北 美穂	
顧問	藤倉 浩二	

### 令和6年度 PTAアシスタント

保護者より 20名

## 令和 6 年度 P T A 総会における P T A 「会則」 の改訂版発行についての説明

P T A 会員の皆さま、常日頃 P T A に対しご理解・ご協力をいただき、誠に有り難う御座います。本会「会則」の改訂版を発行するに当たり、説明を致します。

現行の本校 P T A 会則は、昭和 5 6 年（4 0 年以上前）に作成され、一部改正はあったものの、現状の P T A 活動にそぐわないものとなってきています。そこで、現行の P T A 会則を基にして、現状の P T A 活動にあった改訂版を作成することになりました。

主な改訂項目（追加項目）は、下記のとおりです。

1. P T A は、任意団体であることの記載。（会則第 2 条に追記）
2. P T A 入会についても任意であることの記載。（会則第 4 条 2 項に追記）
3. P T A 会費金額・徴収時期などの記載。（会則第 1 4 条に明記）
4. P T A 組織、P T A 役員を選定方法の記載。（会則第 5 条～ 9 条に明記）
5. 個人情報の取り扱いの記載。（会則第 1 6 条に追記）
6. P T A 「休眠」・「解散」についての記載。（会則第 1 7 条に追記）
7. 実行委員会の発足方法の記載。（会則第 2 0 条に追記）

次項（1 3 ページ～ 2 5 ページ）から本校の「P T A 会則」「P T A 運営細則」「P T A 表彰・慶弔規程」「P T A 個人情報取扱規則」「P T A 個人情報保護方針」「P T A 災害対策本部規程」の改訂版（案）を令和 6 年 6 月 3 0 日まで公示（提示）します。公示の期間に改訂版について寄せられた意見を 9 月中に精査し、P T A 会則の改訂版として令和 6 年 1 0 月 1 日に施行します。

今後も、必要な時期に「P T A 会則」の改訂を行いますので、ご理解のほど宜しくお願いします。

最後に、本校の P T A 活動は、専門部会制度が廃止され、P T A 会員の皆さまの有志で成り立っています。共助（共に助け合う）の精神と「できる時間にできる人が楽しく」を基に、本校児童のための学校環境の整備や通学路安全の見守り、入学・卒業式での贈呈品、ベルマーク活動、学校行事のお手伝いなどを行なっています。「P T A 入会は任意だから入会しない」と言わずに、本校児童が小学校生活をおくるなかで、学校生活が安心・安全にできるよう皆さんで P T A を盛り上げていきたいと考えています。P T A 会員になったからといって、以前の専門部会制度にあった「役員の半強要」や「活動実施時、参加の半強制」などは、一切ありません。これからも、P T A 活動にご理解・ご協力をお願い致します。

# 川口市立安行東小学校PTA会則(案)

## 第1章 名称と事務所

第1条 本会は、川口市立安行東小学校PTAと称し、事務所を同校に置く。

## 第2章 目的と機関

第2条 本会は、本校児童の幸せと、すこやかな成長をはかるため、学校、保護者、教職員及び地域が協力し併せて会員相互の親睦と教養を高めることを目的とする民主かつ任意の団体である。

第3条 前条の目的を達成するため次の機関をおく。

1. 総会
2. 常任理事会及び理事会
3. 災害対策本部
4. その他

## 第3章 会 員

第4条 本会の会員は下記1. 及び2. 両方を満たす者とする。

1. 在学児童の保護者、教職員、顧問及び相談役で組織する。尚、前述以外の者であっても、会長の承認において会員の資格を得ることができる。
2. 上記1に該当し、本会に加入の意思のある者。

## 第4章 役 員 ほ か

第5条 本会は次の役員をおく。

1. 会長(会長代理)1名
2. 参与1名(学校長)
3. 副会長数名(内教頭を含む)
4. 監事数名(内主幹教諭を含む)
5. 会計数名
6. 書記数名
7. 幹事数名
8. 理事数名
9. 顧問数名(内特別顧問を含む)
10. 相談役数名

上記1・2・3・4・5・6・7を常任理事(総務執行部または執行部役員)と称す。

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、会務を総理し、各種の会議を招集する。
2. 参与は、会務全般について助言を行い、各種会議に出席する。
3. 副会長は、会長を助け、会長に事故等ある時は、これを代理する。
4. 監事は、本会の会計監査を行う。
5. 会計は、金銭出納に関する事務を管理する。
6. 書記は、各種会議の議事を記録し保管する。
7. 幹事は、本会の庶務を担当する。

8. 常任理事(総務執行部)は、本会の常務を遂行し、各種原案の作成と業務を審議する。
9. 常任理事は、災害時において、災害対策本部を実施する。
10. 理事は、理事会において提出議案、会務報告、その他必要事項を協議する。
11. 顧問・相談役は、本会の運営について指導助言する。
12. 特別顧問は、会長の職務について助言する。

第7条 役員の選出方法は次のとおりとする。

1. 正副会長及び監事の選考は、前年度常任理事が会員より選出し、総会で決定する。
2. 会計・書記及び幹事は、会長委嘱とする。
3. 理事は、会員より公募(応募)で選考し、常任理事会で決定する。
4. 顧問は、歴代PTA会長とする。特別顧問は、会長退任直後に1年間就任する。
5. 相談役は、学区内現職町会長と安行地区現職連合町会長とする。

第8条 役員その他、PTA応援団・PTAアシスタントを年間として公募選出する。PTA応援団・PTAアシスタントは、PTA活動実施の協力をする。

第9条 役員(特別顧問を除く)とPTA応援団・PTAアシスタントの任期は1年とする。但し、再任は妨げない。特別顧問は、任期1年とし再任を認めない。

## 第5章 会 議

第10条 総会は年1回開催し、場合によっては臨時に開くことができる。総会では次のことを協議し決定(承認)する。

1. 会則・規約の制定・変更・廃止。
2. 役員の承認・決定。
3. 会務活動・会計報告の承認及び会務活動案・会計計画案の承認。
4. その他必要事項。

第11条 常任理事会は、会長・参与・副会長・監事・会計・書記・幹事で構成し、会務活動の企画立案や実施執行計画(要領)や予算等、理事会提出議案等を協議する。

第12条 理事会は、常任理事・理事で構成し、常任理事会からの提出議案と会務活動報告及びその他必要事項を協議・決定する。

第13条 全ての会議の議案の採決は、出席者(委任状を含める)の多数決とする。同数の時は、議長の裁定により決定する。議長不在の会議においては、PTA会長の裁定により決定する。

## 第6章 会 計

第14条 本会の会計は、会費及びその他をもって充てる。会費は1世帯年額 2,400 円



とする。会費の徴収は、総会后6月とする。転入生については、1世帯月額200円とし、会計が年額を決定する。転出生については、返金をしない。尚、顧問・相談役は、会費を免除する。

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。但し、特別な事情の執行を行う時は、この限りではない。しかし、年度をまたがって決算する場合は、常任理事会及び総会の承認が必要になる。

## 第7章 個人情報の取り扱い

第16条 本会の活動のため必要とされる個人情報の取得・利用・管理については、「川口市立安行東小学校PTA個人情報取扱規則」及び「川口市立安行東小学校PTA個人情報保護方針」に定め適性に運用するものとする。

## 第8章 活動休眠・解散

第17条 会費の徴収率が会員対象者(教職員を含む)の60パーセント未満になった場合は、その年度のPTA活動を「休眠」とする。「休眠」とは、PTA組織は存在するが、PTA活動を実施しない状態のことである。また、「休眠」が連続6年間続いた時に本会は解散する。

## 第9章 会則の改廃

第18条 この会則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

## 第10章 補 則

第19条 本会運営に必要な細則は別にこれを定める。また、本会運営に関して急を要する事案・事故が生じた場合は、PTA会長の承認を得て処理し、後日に常任理事会・理事会に報告し承認を得る。

第20条 本会は、年度途中に実行委員会を組織することができる。その際に、常任理事会・理事会の承認を得る必要がある。実行予算については、予備費を充てる。

第21条 会員の表彰・慶弔は別にこれを定める。

第22条 本会則は、昭和56年10月16日より施行された会則を基に改訂版を作成し、令和6年10月1日より施行する。

令和6年10月1日 改訂版作成・施行

# 川口市立安行東小学校PTA運営細則(案)

## 第1条 根拠

この細則は、会則第10章第19条の定めるところにより制定する。

## 第2条 理事・PTA応援団・PTAアシスタントの選出

1. 理事は、4月に公募(自薦・推薦)を行い、1年をとおして受け付けし、常任理事会の承認を経て決定する。
2. PTA応援団・PTAアシスタントは、4月に公募(自薦・推薦)を行い、1年をとおして受け付けし総務執行部が決定する。

## 第3条 実行委員会の設置等

会員より申し出であった特別なPTA活動(バザー、お祭り、卒業謝恩会など)は、常任理事会・理事会を経て実行委員会を設置できる。実行予算は、会計と相談し予備費を充てる。尚、実行委員会の組織構成・運営は、申し出のあった会員で行い、常任理事が協力・管理する。

## 第4条 PTA活動「休眠」時の会費

PTA活動「休眠」の判定は、会費徴収後であることから、「休眠」が決定した場合、徴収した会費は、会員へ返還することとする。

## 第4条 改廃

本運営細則の改廃は、常任理事会及び理事会で行う。

## 第5条 本細則は、昭和57年5月13日より施行された細則を基に改訂版を作成し、令和6年10月1日より施行する。

令和6年10月1日 改訂版作成・施行

# 川口市立安行東小学校PTA表彰・慶弔規程(案)

第1条 この規程は会則第10章21条に基づき、PTA会員に関する表彰・慶弔についてPTAの趣旨に則り、表彰、慶意及び弔意をあらわすために定める。

## 第2条 表 彰

1. 会長・副会長・監事・会計・書記・幹事がその任を終了したとき、感謝状と記念品を贈る。(教職員は除く)
2. 本会に貢献したものについて表彰する場合は、PTA会長が選考し、常任理事の承認を得てこれを行う。

## 第3条 慶 弔

1. 教職員の結婚に際し、10,000 円を贈る。
2. 会員・児童の死亡に際し、10,000 円をもって弔意を表わす。
3. 本会に功勞され退任された役員等の死亡に際し、5,000 円をもって弔意を表わす。
4. 会員の住居の火災に際し、10,000 円をもって御見舞いとする。
5. 上記以外で、PTA会長が必要と認めた場合、慶弔・見舞いを表わすことができる。

第4条 その他必要事項は、常任理事で協議し、もしくは正副会長で協議し遂行することができる。

第5条 本慶弔規程は、昭和57年5月13日より施行された慶弔規程を基に改訂版を作成し、令和6年10月1日より施行する。

令和6年10月1日 改訂版作成・施行

# 川口市立安行東小学校 PTA 個人情報取扱規則 (案)

## (目的)

第 1 条 この個人情報取扱規則（以下「本規則」という。）は、安行東小学校 PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いに関する基本的事項を定める。本規則により事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報の適正な収集・利用・管理を図り、もってプライバシーの保護を実現する事を目的とする。

## (指針)

第 2 条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

## (周知)

第 3 条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または広報資料など適切な方法により会員に周知する。

## (定義)

第 4 条 本規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3) 本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- (4) 役員：本会の役員会を構成する者をいう。
- (5) 教職員代表：本会の常任理事会に出席する教職員の代表者をいう。

## (管理者)

第 5 条 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

2. 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

## (取扱者)

第 6 条 本会における個人情報データベース取扱者は、本会役員とする。

## (利用)

第7条 本会では個人情報に次の目的のために利用する。

- (1) PTA 会費請求、管理業務等に関する連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・理事・アシスタント・ボランティア名簿等の作成
- (4) 本会役員・理事・アシスタント・ボランティア選出等の推薦活動
- (5) PTA 作業、学校行事（イベント）ボランティアの名簿等の作成
- (6) ホームページや広報紙への掲載
- (7) 問い合わせまたは依頼等への対応
- (8) その他、事前にお知らせし同意を頂いた目的の場合

（個人情報の利用の制限）

第8条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（個人情報の取得）

第9条 本会が取り扱う個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示の上、同意を得ることとする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) メールアドレス
- (4) 会員の子である児童の氏名、学年、クラス、兄弟姉妹
- (5) その他必要とするもので同意を得た事項

2. 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

（管理と保管）

第10条 個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざんおよび漏洩の防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持

(4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

2. 個人情報は、本会役員が適正に管理し、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管及び持ち出し等)

第 11 条 個人情報データベース・個人データを取り扱う電子機器等については、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

(1) 電子機器等の OS を最新状態に保つ。

(2) 電子機器等にセキュリティソフトを導入し最新状態に保つ。

(3) 個人情報データベース・個人データへのアクセス権は、個人情報の取り扱い権限に応じた管理をする。

(4) 個人情報データベース・個人データの持ち出し、電子メール添付時などには、パスワードを設定するなど適切な管理をする。

(秘密保持義務)

第 12 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第 13 条 本会は、本人から保有する個人情報の開示を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

(個人情報の訂正または削除請求)

第 14 条 本会は、保有個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出た者に対し、書面により通知するものとする。

本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

(漏えい時等の対応)

第 15 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

(苦情の処理)

第 16 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(研修)

第 17 条 個人情報保護管理者は、本会役員に対して、常任理事会において、個人情報の取り扱いに関する留意事項について説明を実施するものとする。

(改定)

第 18 条 本規則は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、

改定することができる。本規則を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

附則

本取扱規則は、2024年10月1日より施行する。

# 川口市立安行東小学校 PTA 個人情報保護方針（案）

安行東小学校 PTA（以下「本会」という。）は、個人情報保護に関する法令、川口市個人情報保護条例及び安行東小学校個人情報保護方針等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとします。

そして、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、本会において取得・保持する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保持し、その取扱方法については、適宜の方法で会員に周知します。

また、本会が取得・保持している個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には本会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合も本会において適切に対応するものとします。

## 1.個人情報の定義

本個人情報保護方針において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、もしくは個人識別符号（身体特徴を変換した符号、商品の購入履歴等であつて当該特定の個人を識別することができるものをいう。）が含まれるものをいいます。具体的には、本会が取得し、保有する個人情報は、以下の内容となります。

会員の氏名、住所、連絡先電話番号、メールアドレス、会員の子である児童の氏名、学年、クラス、兄弟姉妹等、特定の個人を識別できる情報をいいます。

## 2.個人情報の収集

本会が個人情報提供をお願いする場合は、事前に収集の目的、利用の内容を開示した上で、本会の正当な事業の範囲内で、その目的の達成に必要な限度において、個人情報を収集致します。なお、収集する際には、保護者、地域住民、教職員の意思による情報の提供を原則とします。

## 3.個人情報の利用

PTA の個人情報の利用目的は以下のとおりです。

- (1) PTA 会費請求、管理業務等に関する連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・理事・アシスタント・ボランティア名簿等の作成
- (4) 本会役員・理事・アシスタント・ボランティア選出等の推薦活動
- (5) PTA 作業、学校行事（イベント）ボランティアの名簿等の作成
- (6) ホームページや広報紙への掲載
- (7) 問い合わせまたは依頼等への対応



## 目的以外の利用について

上記以外の目的で、本会の個人情報を利用する必要がある場合には、法令により許される場合を除き、その利用についての同意を頂くものとします。

## 4.個人情報の第三者提供

本会は、同意なしに第三者へご利用者様の個人情報の提供は行いません。但し個人情報に適用される法律その他の規範により、本会が従うべき法令上の義務等の特別な事情がある場合は、この限りではありません。具体的には、次の場合です。

- (1) 保護者・地域住民・教職員の承諾を得た場合
- (2) 個人を特定・識別できない状態で開示する場合
- (3) 本会与契約を締結している業務委託先等がある場合、必要な限度において開示する場合
- (4) 法令により開示または提供が許容されている場合

## 5.個人情報の管理

個人情報の正確性及び安全性確保のために、セキュリティに万全の対策を講じるとともに、保管期間がすぎたものは、廃棄します。

また、個人情報の取り扱いを外部委託するときは、当該個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行います。

## 6.リンク先における個人情報の保護

本会ウェブサイトから他のウェブサイトへリンクを設定している場合がありますが、リンク先のウェブサイトでの個人情報の取り扱いについては、そのウェブサイトで個別にご確認ください。なお、本会以外の事業者または個人のウェブサイトにおける個人情報の取り扱いについては、本会は責任を負うことはできません。

## 7.個人情報の開示・訂正・追加・削除等

本照会・修正・削除などをご希望される場合には、ご本人であることを確認の上、対応させていただきますので、ご本人様から本会役員までご連絡をお願いいたします。個人情報保護法に従って対応いたします。なお、個人情報に訂正、変更等がありましたら、できるだけ速やかに本会役員までへご連絡いただきますようお願いいたします。

## 8.法令、規律の遵守と見直し

本個人情報保護方針については、日本の法令、その他規範を遵守するとともに、運用上改善を要する場合には、改訂等の変更を行うことがあります。

## 9.ご質問及び苦情の窓口

本会に対する個人データの取扱いに関するご質問や苦情については、本会役員までご連絡ください。

[付則] 本個人情報保護方針は、2024年10月1日より施行いたします。

# 川口市立安行東小学校PTA災害対策本部規程(案)

## 第1条 目的

川口市立安行東小学校PTA災害対策本部(以下、災対本部という)は、異常気象時または災害時における円滑で正確な情報収集と情報提供、また災害発生後の可及的速やかに学校教育活動が再開されることを目的に設置する。

## 第2条 本部役員

災対本部は、PTA会長を本部長、副会長を副本部長とし以下、総務執行部員を本部員とする。

## 第3条 連携

災対本部は、学校・消防・警察・避難所運営本部、その他救援機関等と連携を密にする。

## 第4条 災対本部の設置及び解散

(1)災対本部の設置は次の基準によるものとする。

- ア) PTA会長が必要と認めたとき。
- イ) 学校長より設置要請があったとき。
- ウ) 川口市内で震度5強以上の揺れが観測されたとき。

(2)災対本部の解散は次の基準によるものとする。

- ア) PTA会長が解散を宣言したとき。
- イ) 児童の安全が十分に担保され、且つ安行東小学校PTA災害対策本部規程1条の目的が達成されたと判断することができたとき。

## 第5条 活動範囲

- (1)児童及びPTA会員に関係する各種情報の収集と各種情報の提供。
- (2)教育活動再開にむけた準備、調整。
- (3)学区内通学路及び臨時に通学路と認められた道路の安全確保。
- (4)学校長からの要請に基づく教育活動の支援。
- (5)その他、災対本部において必要と判断された事項。

## 第6条 協力要請と受諾

- (1)災対本部は第5条を履行するため、PTA会員に対し協力を要請するものとする。
- (2)PTA会員は災対本部からの要請に対し、自己及び家族の安全が十分に担保され且つ、受諾者が要請に対し受諾できると判断した場合に協力するものとする。

## 第7条 経費

災対本部の運営及び活動に要した費用はPTA会費をこれに充てる。

## 第8条 その他

- (1)その他の必要事項は災対本部にて協議し決定することができる。
- (2)災対本部決定事項、活動報告、金銭出納関係帳簿を保存し常任理事会・理事会に報告する。
- (3)災対本部員及びPTA会員は自己及び家族の安全と生活の維持を優先することができる。
- (4)PTA災害備蓄品は会長の判断で、学校、その他必要な対象に使用することができる。
- (5)PTA災害備蓄品は定量管理とし、使用、または賞味(消費)期限切れの場合は速やかに補充する。

## 第9条 個人情報の取り扱い

災対本部は非常時における活動でありその特殊な性格上、本会の「PTA個人情報取扱規

則」及び「PTA個人情報保護方針」の適応を受けない。

本規程は、平成24年5月25日より施行する。

令和4年3月9日	一部改正
令和6年10月1日	一部改正